

# 電子情報通信学会総合大会におけるISS特別企画「ジュニア&学生ポスターセッション」 選奨規程

2012年2月6日制定

2019年10月8日改定

2020年10月22日改定

2021年2月17日改定

標記大会において実施する 情報システムソサイエティ(以下、ISS という。)による特別企画「ジュニア&学生ポスターセッション」における選奨は、この規程によって行う。

## 第1章 総則

### (1) 目的

本会定款に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。本選奨は特に学生の研究活動を奨励し意欲を高めることを目的とする。

### (2) 構成

本選奨は、「優秀ポスター賞」(以下、優秀賞という。)及び「テーマ別特別賞」(以下、特別賞という。)とから成る。

### (3) 主体

優秀賞及び特別賞を選定するため、ISS ジュニア&学生ポスターセッション委員会(以下、委員会という。)を設置する。委員会は、委員長、副委員長、各 1 名、委員若干名で構成し、委員長は ISS 副会長(技術会議担当)が務める。副委員長と委員は委員長により選定され、ISS 技術会議幹事 4 名を含む。

## 第2章 優秀賞

### (4) 名称

優秀賞の和文表記は「電子情報通信学会総合大会 ジュニア&学生ポスターセッション優秀ポスター賞」と称する。英文表記は IEICE Information and Systems Society Poster Award とする。

### (5) 対象

優秀賞は、受賞対象論文として原稿を投稿し、かつ、ジュニア&学生ポスターセッションにおいて発表を行った学生から選出する。ポスター発表件数の7%程度を選出する。受賞回数に制限は設けない。

#### (6) 賞金

優秀賞は、賞状及び賞金とする。賞金は受賞1件につき10,000円とする。

#### (7) 受賞者の決定

受賞者は委員会において決定する。その際、ジュニア&学生ポスターセッション参加者による投票の結果を参考とする。

#### (8) 投票

対象発表に対して投票資格者による投票を行う。投票資格者は、ISS 拡大運営委員会構成員、総合大会 一般講演の座長とする。重複投票は無効とする。

#### (9) 表彰

ジュニア&学生ポスターセッション終了時に表彰する。

#### (10) 資金

優秀賞に要する資金はISS会計より支出する。

### 第3章 特別賞

#### (11) 名称

特別賞の和文表記は「電子情報通信学会総合大会 ジュニア&学生ポスターセッション特別賞(テーマ名)」とする。英文表記は IEICE Information and Systems Society Poster Award for (テーマ名) とする。

#### (12) スポンサー

特別賞に要する資金は、企業や外部組織(以下、スポンサーという。)より受け入れることができる。スポンサーは、公募に応募した組織のうちから、委員会が学会の基本趣旨に沿った健全な組織体であることを確認した上で、ISS 運営委員会での審議により受入を決定する。スポンサーは、別に定めるところにより、特別賞の運営にかかわる資金の提供を行う。

#### (13) テーマ

特別賞においては一つまたは複数のテーマを定める。テーマは、ISS 運営委員会での審議を経て委員会において開催回ごとに決定する。スポンサーは、公募への応募に際して、委員会が提示するテーマのうち一つまたは複数を選択することができる。また、スポンサーは、委員会に対して独自のテーマの提案を行うことができる。これらの双方を行うこともできる。

スポンサーによるテーマの提案は、スポンサーが所定の期日までにテーマの名称や趣旨を別に定める書式により委員会に提出することによって行う。スポンサーにより提案されたテーマの採否はISS 運営委員会における審議により決定する。審議に先立ち、委員会とスポンサーとの間でテーマの名称や趣旨について調整を実施することができる。

なお、スポンサーがつかなかったテーマは特別賞として設定しない。

#### (14) スポンサーによる確認事項の届出

受入の決定したスポンサー代表者は、電子情報通信学会 ISS 会長に対して、所定の期限までに別に定める事項を確認・誓約する書面を提出し、これを電子情報通信学会事務局において確認するものとする。

#### (15) 対象

特別賞は、受賞対象論文として原稿を投稿し、かつ、ジュニア&学生ポスターセッションにおいて発表を行った学生から選出する。受賞回数には制限は設けない。但し、1 テーマ当たり対象発表の7%以下(最大6名)とする(7%が1名に満たない場合は1名とする)。優秀賞と特別賞の重複授賞は行わない。

#### (16) 賞金及び副賞

特別賞では、賞状および賞金を授与する。賞金は受賞1件につき5,000円とする。これに加え、スポンサーから副賞の提供があった場合には、これを添えることができる。ただし副賞の授与は、その内容等につき、委員会における事前審査を要する。

#### (17) 受賞者の決定

受賞者は委員会において決定する。その際、ジュニア&学生ポスターセッション参加者による投票の結果を参考とする。

#### (18) 投票

対象発表に対して投票資格者による投票を行う。投票資格者は、ISS 拡大運営委員会構成員、総合大会 一般講演の座長及びスポンサーとする。重複投票は無効とする。投票はテーマごとに行い、スポンサー以外の投票者はテーマあたり1票を投じる。スポンサーは、自身が選択または提案したテーマに対して、テーマあたり10票以内を投じることができ、これらは複数の発表に分けて投じることができる。

(19) 授賞の除外

スポンサーの構成員が著者または共著者に含まれている発表は、当該スポンサーが関与するテーマについては、特別賞を受賞できない。またスポンサーとの共同研究など、利害関係を有する発表についても同様とする。

(20) 表彰の実施

ジュニア&学生ポスターセッションの終了時に表彰する。

(21) 資金

特別賞に要する資金は、スポンサーからの収入を充て、これが不足するときは不足分を ISS 会計より支出する。スポンサーからの収入が特別賞に要する資金を上回る場合は、剰余分を ISS 会計に繰り入れる。

附則

1. 本規程の改正は、ISS 運営委員会の議決により行う。